(5) 食品等の収去検査の実施状況

食品衛生法第28条の規定に基づき実施した収去検査の実施状況については、表8のとおりです。

食品等分類	予定数	検査区分 保健所収去					市場収去			
			検 体	不適検体		不適項目	検 体	不適検体	項目	不適項目
弁当・そうざい等		使用基準			Ç	0			18	
(給食施設の提供食品含む)	188	県指導基準	133	10	411	12	43	7	129	
WILL STREET - WELL STREET CO.		その他			41	0			94	
漬物		使用基準			2.5	0			15	
נקיאט	22	衛生規範	12	2	8		8	1	2	
		その他	1	_	7		Ŭ	•	31	
食鳥肉・食肉製品等 魚介類等		成分規格			48				6	
	23	使用基準	15	8	(3	0	4	
	20	その他	10		59		J	U	15	
					12				55	
		成分規格							24	
	0.1	使用基準	1.4	0	4		0.4	0		
	91	暫定的規制値	14	2	(94	0	8	
		県指導基準			7				18	
		その他			28				372	
清涼飲料水	3	成分規格	3	0	1.5		0	0	0	
		使用基準			3				0	
氷菓・アイスクリーム類等	15	成分規格	15	0	34		0	0	0	
		その他			8				0	
乳及び乳製品	0	成分規格	0	0	(0	0	0	0	
		使用基準			(0			0	
豆腐類	26	県指導基準	22	5	35		10	0	20	
		その他			11	0	1	V	20	
冷凍食品	5	成分規格	4	0	8		0	0	0	
	0	その他	1		(_	ı	V	0	
めん類		成分規格			185				0	
					106				0	
	4.5	使用基準	1.5	0	30		23	4	69	
	40	衛生規範	15	0	30		∠3	4		
菓子類		県指導基準			<u>I</u>	0			0	
		その他			(0			23	
		使用基準			11	1			3	
		衛生規範			4.5				0	
	33	指導要領	34	11	8		1	0	0	
		県指導基準			42	5			3	
		成分規格			(0			0	
		その他			(0			1	
青果類	75	成分規格	53	0	6, 148	0	43	1	4988	
		使用基準			()	_			8	
野菜・果実加工品 缶詰・瓶詰食品	29	成分規格			2, 204				0	
	20	使用基準	25	0	2,20		8	0	14	
		県指導基準	20		18		0	V	24	
					12				10	
	0	その他 成分規格	0	0			0	0	0	
	U	77477775111	U	0	(U	U		
		その他			(0	
卵(液卵を含む)	1.0	成分規格			18	_		0	3	
	12	指導要領	3	0	(9	0	3	
		その他			Ç	_			39	
食品添加物・調味料・みそ		成分規格			(0	
等	6	使用基準	6	0	33	0	2	0	8	
		その他		<u> </u>	(0			8	
輸入食品	51	成分規格	53	1	2, 579	1	0	0	0	
		使用基準	1	1	40]	Į ,	0	
栄養機能食品	1	規格規準	1	0	1	0	0	0	0	
アレルギー物質	n	その他	7	0	7		0	0	0	
遺伝子組換え食品		その他	(8)	0	(8)	0	0	0	0	
週伝子組換え良品 ふきとり検査(設備器具等)			(6)	0			197	0	788	
かさく リ独省 (政)囲呑具書)	440	その他	<u> </u>	39	12, 173		441	13	100	

(検査区分)

成分規格と使用基準:食品衛生法第11条により、厚生労働大臣により定められたもの。成分規格と使用基準について、合 <u>___</u> わないものを販売等してはならないとされている。

規格基準 : 規格基準型の保健機能食品である栄養機能食品がその規格を満たしているかの検査。

※以上が適合しない場合は、法違反となります。

暫定的規制値 食品衛生法には、成分規格等定められていないが、通知等により規制値を定められている項目。(食品 中のPCB、魚介類の水銀)

衛生規範、 <u>指導要領:</u>食品衛生法には、成分規格等定められていない食品について、製品の要件として通知されている項目。 : 食品衛生法には基準のない食品について、奈良県独自で「食品衛生法で規格基準のない食品等の指導 県指導要領

要領」を定め、指導している項目。(衛生規範で通知されているものを、県独自に基準を厳しく設定し

ているものもある。)

その他 :上記に定められた項目以外にも検査を行い、業者指導の一つとしている。